

京大タテカン訴訟ニュース

第 15 号 2024 年 11 月 13 日

Kyoto Univ. Labor Union / Established in 1948

証人尋問を実施

2021 年の本件提訴から 3 年以上がたちました。2023 年 11 月 2 日に第 13 回口頭弁論が開かれた後、5 回にわたる進行協議を経て、2024 年 10 月下旬にいずれも京都地裁 101 号法廷において 2 回の証人尋問が実施されました。1 週間のうちに原告側 3 人、被告側 2 人の尋問を集中的に行う日程でした。

2 回目の証人尋問の後、京都地裁の近くの京都市こどもみらい館 4 階第 1 研修室 A において、報告集会が対面とオンラインのハイブリッド方式で開かれました。傍聴や報告集会にご参加くださいましたみなさまに御礼申し上げます。

第 14 回口頭弁論

西牟田証人 10 月 22 日の口頭弁論において、原告側の証人として最初に証言したのは、京大職組元委員長 西牟田祐二 名誉教授です。西牟田証人は、1976 年に京大経済学部に入學して以来、1986～88 年に東京大学社会科学研究所に勤務した時期を除いて、2021 年の退職まで一貫して京都大学に所属しました。また、京大職組委員長を 2 期務め、2013～14 年に京大総長選挙廃止問題が起きたときには、学内外の情報共有に尽力しました。

原告側による主尋問では、京大にタテカン文化が昔から定着していたことが改めて確認されました。これは周知の事実だといってもよいでしょう。京大法人による反対尋問は、西牟田証人自身が関与して設置された文化イベントのタテカンについて、イベントの内容などを事細かに聞く内容であり、「時間かせぎ」ではないかとの印象を与えるものでした。

栗山証人 原告側の 2 人目の証人は、京大職組の栗山敦書記です。主尋問が午前中、反対尋問は午後実施されました。栗山証人は、2018 年の強制撤去の時点も含め、継続して京大職組のタテカンを自ら作成・設置してきた立場にあります。主尋問では、職組の掲示ボードが安全性に問題のない形状で作成・

設置されてきたこと、またとりわけ、台風時の一時撤去・再設置の際などに京大法人との間でタテカン設置を確認してきたことが明らかにされました。

京大立看板規程の制定の前後に京大法人から撤去の法令上の根拠を示されたことはなく、強制撤去前にも法人から撤去方針を通告されただけであったこと、さらに、撤去後の団体交渉などにおける京大法人側の対応を見ても、労働者の権利や組合のタテカンの意義が不当に害されたことが示されました。2018 年には道路から見えない北部構内の組合掲示ボードまでが強制撤去され、2020 年の 2 度目の強制撤去において撤去された組合掲示ボードも条例に適合してははずであることが述べられました。

京大法人からの反対尋問は、法人が立看板規程に基づく撤去について十分に説明したことを主張しようとするものでしたが、できませんでした。



▲ 京都地方裁判所 筆者撮影

高山証人 22 日最後は 2012 年以降継続して京大教授・京大職組役員の地位にあった高山佳奈子証人の尋問でした。高山教授は、研究・教育の立場からのタテカンの重要性と、それが害されており、同等の代替手段が実質的にないこと、また本部キャンパスの 1600km の外周全部で 2 m²までしかタテカンが掲出できないとする被告両名の主張が法的に成り立たないとの考えについて述べました。さらに、京大立看板規程の策定にあたり組合の意見が全く聴取されおらず、制定後も強制撤去前に撤去の法令上の根

拠が全く説明されなかったこと、撤去後の団体交渉での法人側の説明も二転三転していることが明らかになりました。

京大法人側の反対尋問は、証人が労働法については細かい知識を欠いていることを指摘するものでしたが、強制撤去前に法人が組合に対して撤去根拠を説明していたことは示せませんでした。

第15回口頭弁論

原田証人 10月25日には午後に京大法人の証人2人の尋問が実施されました。1人目は元職員で京大立看板規程の策定や強制撤去後の団体交渉にかかわった原田陽介証人でした。原告にとっては今回、原田証人がどのような証言をするかが、証人尋問の中で最大の注目点でした。なぜかという、現在も百万遍に設置されている11月祭の学生のタテカン、合計面積が30㎡近いため京都市条例の規定に形式上違反しており、京大法人としては、「条例を無視します」として法令違反を宣言するか、「タテカンは条例に適合しています」と偽証するかしからずからです。

結局原田証人の証言内容は後者となり、今出川通の反対側からもよく見えるように設置されているタテカンは「内向き」の看板であり京都市屋外広告物条例の適用を受けない、という驚くべき発言でした。現在の最高裁の刑事判例によると、偽証が司法制度を害する危険がないと犯罪が成立しないことになるため、事実と反することがたちどころに明らか場合には偽証罪にすらないようです。

反対尋問では、京都市条例の細則において、東大路通では5㎡、今出川通では15㎡までの屋外広告物が掲示できるところ、被告両名が「東大路通で5㎡を超えると他の外周に全く掲示ができません、現在、東大路通の京大博物館の掲示が5㎡を超えるので他は一切掲示できない（から2020年に今出川通で2度目の強制撤去を行った）」との趣旨を主張していることに疑問が提起され、「博物館の小さいポスターの掲示をやめれば今出川通に15㎡出せる」のに京大法人があえてこれを行わず、労使の話し合いすら拒否していることを正面から認めさせるに至りました。

佐伯証人 最後は、京大立看板規程の制定前から2018年の強制撤去までの間に京大法人と京大職組との間の連絡を担当する労務管理室を担当していた職員の佐伯賢治証人が証言を行いました。佐伯証人と原告との当時のやりとりについては、両当事者間で外形的事実の認識においての大きな食い違いはあり

ません。主張の違いは、これをもって、労働者側に十分な説明や意見聴取機会が与えられたかどうかの法的評価ですが、実際に法令の根拠や、「黒塗り」にされた京都市の行政指導の内容が説明されたことがなかったという事実は改めて確認できました。

京都市

被告京都市は、1人も証人を出さず、また、第14回・第15回の口頭弁論のいずれの機会においても、反対尋問の機会を全く使うことなく、どの証人に対しても何の質問もしませんでした。

京大法人側の原田証人は、14回のうち最後の3回しか京都市の行政指導に参加しておらず、佐伯証人は全く行政指導の場には出席したことがありません。これらの証人の証言からも、情報公開請求の結果すべてが「黒塗り」になっている行政指導の内容について明らかにされることはありませんでした。

もっとも、証人尋問を通じて、行政指導の中で京大職組の看板の扱いが明示的に論じられた可能性がほとんどないことは明らかになりました。これは、京都市条例の中で「労働組合」の活動に関する屋外広告物がわざわざ明文で言及されていることに照らし、問題のある運用であったと考えられます。

「黒塗り」部分の内容は、引き続き、行政手続で明らかにすることを試みます。



▲2024年10月25日 報告集会の様子 京大職組撮影

今後の予定

証人尋問により、証拠調べが終わりましたので、この後、2025年2月20日に最後口頭弁論が開催されて第一審が結審することになりました。時間は14:00から、場所はこれまでと同じく京都地裁1階101号法廷です。終了後に、こどもみらい館にて報告集会を開くことを予定しています。引き続きのご支援をどうぞよろしくお願いいたします。

(文責・クラウドファンディングプロジェクト
代表・副委員長 高山佳奈子)